

富山市ひとり暮らし高齢者等屋根雪おろし支援事業

ひとり暮らし高齢者等の安全で自立した生活を支援することを目的として、屋根の雪おろし等の費用を補助する。

1 対象者

富山市内に住所を有する者であって、積雪が概ね1メートルを超えた地区に居住する次に掲げる世帯に属する者

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) ひとり暮らし重度障害者世帯（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級）
- (4) 前各号に準ずる世帯であって、市長が特に必要と認める世帯
（高齢者・重度障害者・小学生以下の子供のみで構成される世帯等）

※ただし、次のいずれかに該当する世帯については、本事業の対象者とししない。

- (1) 扶養義務者が市内に居住しているなど支援が受けられると認められる世帯
- (2) 市町村民税が課税されている世帯
- (3) 生活保護世帯

2 対象とする除雪内容

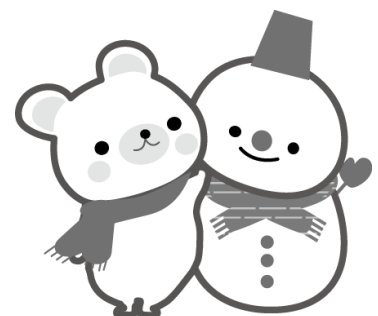
屋根雪おろし及び屋根雪おろしに附随する除雪

※屋根から落とした雪の除雪については、屋根雪おろしを行った場合に限り対象とする。

3 補助内容

- (1) 屋根雪おろしに要した経費の10分の9（ただし1回当たり11,500円を限度）
- (2) 年度内2回まで

* 申請の流れについては裏面のとおり



4 申請の流れ

本人及び家族、または民生委員

屋根雪おろしが必要な対象世帯が出てきた場合、業者等に依頼

※事前に民生委員が確認するほうが良い。



業者等

屋根の雪おろし実施



本人及び家族

屋根雪おろし経費を業者等に支払い



本人及び家族、または民生委員

ひとり暮らし高齢者等屋根雪おろし経費支給申請書（別紙様式第1号）を記入し、領収書を添付のうえ、本人がお住まいの地域の福祉担当課（本庁長寿福祉課、各行政サービスセンター地域福祉係、各中核型地区センター）に提出

※担当民生委員児童委員の意見・署名・印が必要

※申請書に記入漏れが無いか注意



長寿福祉課

市町村民税課税状況等を確認のうえ、ひとり暮らし高齢者等に支給決定または不支給通知送付



長寿福祉課

支給決定されたひとり暮らし高齢者等に支給額を口座振込

※2回実施の場合はそれぞれに申請書を提出する必要があります。

（2回実施の場合は申請書が2枚必要です。）

※申請してから市町村民税課税状況を確認し、支給または不支給を決定します。

（申請されても必ずしも支給決定されるとは限りません。）

※市では雪おろし業者の斡旋や紹介は行っておりません。

《お問い合わせ先》

富山地域： 長寿福祉課 長寿福祉係 電話：443-2062

大沢野地域： 地域福祉係 電話：467-5811

大山地域： 地域福祉係 電話：483-1214

八尾地域： 地域福祉係 電話：455-2461

婦中地域： 地域福祉係 電話：465-2114

山田地域： 山田中核型地区センター 電話：457-2111

細入地域： 細入中核型地区センター 電話：485-2111